

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 30 年度狭山市一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年 5 月 14 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年度狭山市一般会計補正予算（第7号）

補正予算別冊のとおり

平成31年3月29日

狭山市長 小谷野 剛

平成30年度狭山市一般会計補正予算（第7号）

平成30年度狭山市一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185,525千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,521,539千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 6,138,042	千円 46,741	千円 6,184,783
	2 国庫補助金	885,045	46,741	931,786
17 財産収入		43,884	399	44,283
	1 財産運用収入	11,584	399	11,983
18 寄附金		81,035	2,837	83,872
	1 寄附金	81,035	2,837	83,872
19 繰入金		1,827,731	3,399	1,831,130
	1 特別会計繰入金	573,473	18,399	591,872
	2 基金繰入金	1,254,258	△15,000	1,239,258
21 諸収入		1,241,116	8,449	1,249,565
	6 雑入	674,706	8,449	683,155
22 市債		2,663,721	123,700	2,787,421
	1 市債	2,663,721	123,700	2,787,421
歳入合計		45,336,014	185,525	45,521,539

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 7,246,678	千円 36,014	千円 7,282,692
	1 総務管理費	6,237,559	36,014	6,273,573
10 教育費		4,211,038	149,430	4,360,468
	2 小学校費	1,065,925	149,430	1,215,355
12 諸支出金		175	81	256
	1 土地開発基金繰出金	175	81	256
歳 出 合 計		45,336,014	185,525	45,521,539

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎等改修事業	千円 258,050

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校校舎等 改修事業費	補正前	千円 87,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
	補正後	211,000	同上	同上	同上